

技能实习信息

— 健康体检 —

来到日本的技术实习生根据与实习实施机构签订的雇用合约,从开始工作的那一天算起,就受到以保护劳动者为目的的日本的劳动相关法律的保护,请各位技术实习生也要遵守日本的劳动相关法律法规。

这次我们介绍一下劳动相关法令之一的劳动安全卫生法所规定劳动者体检一项。

「技能实习生的健康体检」

在日本由于劳动者的老龄化、运动不足、不良的饮食习惯、压力增加等因素,生活习惯病或其后备军也越来越多。为了预防疾病、保持并增进健康,进行健康管理就显得尤为重要。

对从生活习惯、生活环境都不同的国家来到日本、认真进行技能实习的各位来说,健康管理可以说是一件非常重要的事。健康管理的基础是体检,按时接受体检,了解自身身体状况,身心健康愉悦地度过实习生活。首先,我们就工作单位的健康体检向各位进行介绍。

*为什么要健康体检

因为外国人技能实习制度的目的是为发展中国家培养人材,所以,各位技能实习生认真地学好技能、技术,安全地回到自己的祖国是最重要的。在工作单位接受的体检可以达到预防疾病、早期发现诊断、适当安排工作岗位的目的,是「劳动安全卫生法」规定必须履行的义务。

本法律规定,企业主在雇用长期劳动者(技能实习生)时(根据与实习实施机构签订的雇用合约,技能实习开始时),必须进行健康体检(雇用开始时的体检)。另外,对于长期雇用的劳动者(技能实习生)来说,必须进行每年1次(夜班等、从事有害健康工作的劳动者每半年1次)的定期健康检查(定期体检)。

而且规定企业要将其体检结果通知给接受健康体检的劳动者(技能实习生)。

技能実習情報

— 健康診断 —

技能実習で日本に来られた皆さんには、実習実施機関との雇用契約に基づく技能実習が始まったときから、労働者の保護を目的とした日本の労働関係法令が適用されます。技能実習生の皆さんも日本の労働関係法令などを守るようにしてください。

今回は、労働関係法令のひとつである労働安全衛生法で定められている労働者の健康診断について、お知らせします。

〈技能実習生の健康診断〉

日本においては、労働者の高齢化、運動不足、不適切な食生活、ストレスの増加等により、生活習慣病又はその予備軍が増大しています。疾病を予防し、健康を維持・増進するには、健康管理が重要になってきています。

生活習慣や生活環境を異にする国から来日して技能実習に励んでいる皆さんにとっても、健康管理は重要な事柄と言えるでしょう。健康管理の基本となるのが健康診断ですので、健康診断をきちんと受診し、自分の体の状態を知った上で、心身ともに健康で明るく生活したいものです。まずは、職場における健康診断についてお話したいと思います。

*なぜ、健康診断を受けるのでしょうか。

外国人技能実習制度の目的は、開発途上国の人材育成を目指すものですので、技能実習生の皆さんには、しっかり技能・技術を修得した上で、無事に帰国していただくことが大切です。職場で行う健康診断は病気の予防、早期発見や適正な職場配置などを行うことを目的として「労働安全衛生法」で義務付けられています。

この法律の中で、事業者は、常時使用する労働者(技能実習生)を雇い入れるとき(実習実施機関との雇用契約に基づく技能実習が始まる時)は、健康診断(雇入時の健康診断)を行わなければならないと定められています。また、常時使用する労働者(技能実習生)に対し、1年以内ごとに1回(深夜労働等、健康に有害な業務に従事する者は6ヶ月以内ごとに1回)定期的に健康診断(定期健康診断)を行わな

劳动者方(技能实习生)也必须接受此体检。

***健康体检有那些种类?**

体检里,除了上述对长期雇用的劳动者(技能实习生)进行的雇用开始时的体检和定期体检外,还有针对在有害粉尘飞散的场所工作的技能实习生的特殊体检。所谓特殊体检包括有机溶剂体检、尘肺体检等。

***健康体检有那些检查项目?**

雇用开始时的体检项目包括:1、既往病史和职业履历的调查 2、自觉症状和客观症状有无的检查 3、身高、体重、腰围、视力及听力检查 4、胸部X光检查 5、血压测定 6、血红蛋白和红血球数量检查(贫血检查) 7、肝功能检查 8、血脂检查 9、血糖检查 10、尿检 11、心电图检查。

雇用开始时的体检项目不可省略。

定期检查的检查项目和上述雇用开始时的检查项目几乎相同(定期检查的第4项是胸部X光检查和痰液检查),以厚生劳动大臣所定基准为基础,医生认为不必要的项目可以省略。

***体检时,接受体检者应注意哪些事项?**

因检查项目不同,有要求体检者前一天晚上不可饮酒、吸烟、吃糖或者是检查当日不能吃早餐的情况,请遵守体检负责人提出的注意事项。另外,上述的贫血、血脂、血糖等检查要采血,这是进行体检的必要手段。

ればならないとされています。

さらに、事業者は、健康診断を受けた労働者(技能实习生)に対し、その結果を通知するよう定められています。

一方、労働者(技能实习生)は、この健康診断を受けなければならないとされています。

***健康診断にはどのような種類があるのでしょうか。**

健康診断には、常時使用する労働者(技能实习生)に対して行う上記の雇入時の健康診断、定期健康診断のほか、有害な粉じん等を発散するような職場で働いている技能实习生に対する特殊健康診断があります。特殊健康診断としては、有機溶剤健康診断、じん肺健康診断などがあります。

***健康診断の検査項目は何でしょうか。**

雇入時の健康診断の項目は、①既往歴及び業務歴の調査 ②自觉症状及び他覚症状の有無の検査 ③身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 ④胸部エックス線検査 ⑤血圧の測定 ⑥血色素量及び赤血球数の検査(貧血検査) ⑦肝機能検査 ⑧血中脂質検査 ⑨血糖検査 ⑩尿検査 ⑪心電図検査です。

雇入時の健康診断では、検査項目を省略することはできません。

定期健康診断の項目も、上記の雇入時の健康診断項目とほぼ同様(定期健康診断では④が「胸部エックス線検査及び喀痰検査」となっている)ですが、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認める項目については省略される場合があります。

***健康診断に当たって受診者が気をつけることは何でしょうか。**

検査の項目によっては前日の夜から酒、たばこ、飴等をとってはいけなかったり、検査当日の朝食をとってはいけない場合がありますので、担当者からの注意事項を守ってください。また、上記の貧血検査、血中脂質検査、血糖検査などのために採血されることがありますが、これは健康診断実施のために必要なものです。